

## 犯罪被害者等見舞金補助事業について

### 1 目 的

殺人や傷害など故意の犯罪により被害に遭われた方及びその家族が犯罪直後に直面する生活への不安を解消し、経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。当該事業は、市町村への補助事業として実施する。

### 2 内 容

		(1) 遺族見舞金	(2) 重傷病見舞金	(3) 転居費用助成金
<b>概 要</b>		犯罪により <b>死亡した被害者の遺族</b> に対し、見舞金を支給	犯罪により <b>重傷病を負った被害者</b> に対し、見舞金を支給	犯罪により <b>従前の住居に居住することが困難になった被害者及びその遺族</b> に対し、転居費用助成金を支給
<b>補助金の交付</b>		<b>30万円（定額）</b> ※遺族見舞金として市町村が支給する想定金額 <b>60万円</b> を基準額として設定し、その1/2を補助金額として算定	<b>15万円（定額）</b> ※重傷病見舞金として市町村が支給する想定金額 <b>30万円</b> を基準額として設定し、その1/2を補助金額として算定	<b>10万円（定額）</b> ※転居費用助成金として市町村が助成する想定金額 <b>20万円</b> を基準額として設定し、その1/2を補助金額として算定
<b>支給要件等</b>	<b>対象となる者</b>	◎ 犯罪により死亡した <b>被害者の第一順位遺族</b> <b>【遺族の範囲】</b> ※ 犯罪の加害者は対象外 ○ 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹	◎ 犯罪による負傷又は疾病により、 <b>療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院</b> （精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と医師の診断を受けた <b>被害者本人</b>	◎ 被害者の住所等において発生した犯罪による <b>被害者本人及びその遺族で転居を余儀なくされた者</b> <b>【遺族の範囲】</b> ※ 犯罪行為の加害者は対象外 ○ 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
	◎犯罪が発生したときに県内に住所を有する者			
	<b>対象となる犯罪</b>	<b>【犯罪の定義】</b> ◎ 日本国内又は日本国外にある日本船舶・日本航空機内で行われた、刑法その他の刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法§37 緊急避難、§39 心身喪失、§41 責任年齢（13歳以下）も含む） ただし、刑法§35 正当行為、§36 正当防衛による行為や過失による行為を除く。 ⇒ 主な想定行為： <b>殺人、強盗致死傷、傷害、強制的性交等、強制わいせつ、危険運転致死傷等の故意の犯罪行為</b> ※ <b>警察に被害届が受理された犯罪であること</b>		
	<b>対象外</b>	被害者本人やその遺族が、以下に該当する場合は見舞金等を支給しないことができる。 ・加害者と親族関係（事実婚を含む）にあったとき ・犯罪を誘発したときやその責めに帰すべき行為があったとき ・暴力団員や暴力団関係者であったとき ・その他の事情から判断し、社会通念上適切でない認められるとき		
<b>申請期限</b>	犯罪被害の <b>発生を知った日から2年以内</b> （やむを得ない理由が認められる場合、当該理由がなくなった日から6か月以内）		犯罪被害が <b>発生した日から1年以内</b> （やむを得ない理由が認められる場合、当該理由がなくなった日から6か月以内）	